

感対第537-10号
令和6年10月17日

4市保健所長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる公費支援終了に伴う
請求事務の取扱いについて(その2)

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援(いわゆる28公費)については、検査・外来・(旧)入院医療費については令和5年5月7日、治療薬・(新)入院医療費については令和6年3月31日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に28公費に関するレセプト請求を終えていることと思われませんが、現在も一部医療機関からの請求が続いているところです。

外来(28110609)・治療薬(28110807)・(新)入院(28110708)医療費の請求は、令和6年9月請求分の時期までに確実に請求事務を行うよう、令和6年5月24日厚生労働省事務連絡があったところですが、今般、厚生労働省より、令和7年1月請求分の時期が最後の機会である旨、事務連絡がありましたのでお知らせします。(令和7年1月請求分の時期とは、令和7年2月10日までに審査支払機関に請求する分のことです。)

請求がお済みでない医療機関にあっては、速やかに請求を行ってくださいますよう、コロナ入院医療機関、管内医師会非会員医療機関向け、改めて周知方お願いいたします。

また、検査(28110500他)・旧入院医療費(28110005他)につきましても、速やかな請求をお願いいたします。

なお、埼玉県医師会、埼玉県指定診療・検査医療機関宛てには、感染症対策課より別途周知しております。(診療・検査医療機関の仕組みは廃止しておりますが、周知のみ行っています。)

担当：感染症対策課 企画担当

電話：048-830-7503

FAX：048-830-4808

Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp